

井戸水等をご利用のみなさまへ

～井戸等の適正な管理について～

きれいな水を安心して飲むために…

深川市は自然が豊かで清澄な水に恵まれている環境にありますが、井戸水等の水質は一定ではなく、安全に飲用するためには、適正な管理がかかせません。

次のことに注意し、井戸水等の安全確保に努めてください。

井戸の周囲は清潔に！

- 井戸やその周辺は、みだりに人や動物が入らないようにしましょう。
- 井戸（ふた、ポンプ、バルブ等）やその周辺に異常がないか、また清潔に保たれているか定期的に点検を行いましょう。
- 農薬や油類、各種薬品等、飲み水を汚染するおそれのあるものは周囲に散布したり、放置しないようにしましょう。



定期的に水質検査を実施しましょう！

- 飲用水の色、濁り、臭い及び味について1日1回以上確認するなど日頃から水質のチェックをしましょう。
- 井戸水を利用するときは、使い始めはもちろん、使用している間は水質基準項目※別表1について、年1回以上定期的に水質検査を行ってください。



汚染を防止するための対策をしましょう！

- キタキツネが媒介するエキノコックス虫卵や、下痢・腹痛などの原因となり、塩素消毒では死滅しないクリプトスポリジウム等の病原生物による汚染を防止するために、病原生物を適切に除去する装置、ろ過設備を設置するなど必要な対策を設けましょう。

井戸水の汚染がわかったら市民生活課環境衛生係へ！

- 水に異常があった時は、飲むのをやめて、市市民生活課へ相談してください。
- 水質検査の結果、汚染が明らかになったときは、ただちに使用をやめて、市市民生活課へ連絡してください。



水質検査の項目について

- 水質検査は保健所等に依頼することができます。有料ですが、給水区域外の方であれば、下記の検査費用の助成があります。
- 右記別表1は年1回の水質検査の際に行うべき検査項目です。その他に3年に1回の検査を推奨している項目等もあります。詳しくは市市民生活課までお問い合わせください。

別表1

検査項目	基準値
一般細菌	集落数 100/ml 以下
大腸菌	不検出
亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下
塩化物イオン	200mg/L 以下
有機物（全有機炭素の量）	3mg/L 以下
pH値	5.8 以上 8.6 以下
味	異常なし
臭気	異常なし
色度	5 度以下
濁度	2 度以下

北海道深川保健所（北海道空知総合振興局保健環境部深川地域保健室）

〒074-0002 深川市2条18番6号 TEL 0164-22-1421

※水質検査は深川保健所他、厚生労働大臣の登録を受けた業者に依頼してください。

検査費用の助成制度があります。

深川市では給水区域外において、飲用水として井戸水、沢水等を使用している世帯に対し検査費用の一部を助成しています。

- ① 市内に住所を有し、居住している世帯
- ② 給水区域外（水道未普及地域）に居住し、一般家庭飲用水の水質検査をした世帯
- ③ 市税に滞納のない世帯

以上の3件全てに該当する世帯は、水質検査に要した費用の2分の1以内（100円未満切捨て、上限額5,000円）の助成が受けられます。

その他、給水施設の整備についても助成制度がありますので、井戸を新たに設置する方、水質検査を行われる方は、市市民生活課までご相談ください。



お問い合わせ先

〒074-8650 深川市2条17番17号

深川市役所市民福祉部市民生活課環境衛生係 TEL 0164-26-2444